

非自発的失業者（注1）の

国民健康保険税の軽減措置について

軽減制度が開始

平成22年4月から、倒産や解雇などで職を失い、国民健康保険に加入した人を対象とした国民健康保険税の軽減制度が始まりました。

軽減内容は、対象者の国保税を翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30として算定し、負担を緩和するものです。

軽減を受けるためには、届け出が必要となります。国民健康保険証・認印・ハローワークで発行された「雇用保険受給者資格証」を忘れずに窓口までお持ちください。

算定方法

非自発的失業者（注1）の国民健康保険税については、失業時からその翌年度までの間、前年所得の給与所得を100分の30として算定します。

ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点までとなります。

国民健康保険税の対象期間 非自発的失業者にかかる

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、失業者の所得のうち給与所得を100分の30として国民健康保険税を算定します。

今回の対象者

雇用保険受給資格者証の離職理由について、以下の番号が今回軽減に該当します。お手元の資格者証をご確認ください。
〔離職理由コード〕

33・34・11・12・21・22・23・31・32・

- 雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主の都合により離職した人）
- 雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した人）

申請の際に必要な物

- ①雇用保険受給資格者証
- ②認印
- ③国民健康保険証

制度の詳しい内容については、生活健康課までお問い合わせください。

6月14から18日は

生活健康課 (56) 22222

総務省テレビ受信者支援センターでは、2011年7月24日の地デジ完全移行に向け、視聴者の皆さんがスマートに地デジに移行できるよう、さまざまな対策を講じています。

その一環として、地デジに関する説明・相談会を開催することとなりました。期間中は、テレビ受信者支援センターの「地デジアドバイザー」が会場に常駐し、より具体的な地デジ化の提案や、地デジに関する相談を受け付けます。

地デジ移行に不安がある人は、ぜひこの機会にご相談ください。地デジ移行に不安がある人は、ぜひこの機会にご相談ください。

●軽減措置の例	
(例1)	離職日：平成20年4月1日～平成21年3月30日 → 軽減なし
	離職日：平成21年3月31日 → 平成22年度末まで軽減
(例2)	離職日：平成21年4月1日～平成22年3月30日 → 平成22年度末まで軽減
	離職日：平成22年3月31日 → 平成23年度末まで軽減

企画課 (56) 22221	会場②【説明会】	会場①【相談会】
	日程 6月14日㈪～18日㈮	日程 6月14日㈪～18日㈮
	時間 午前10時～午後4時	時間 午前10時～午後4時
	会場 同3階会議室	会場 本庁1階ミーティングルーム

※事前予約は不要。相談は無料です。気軽に相談ください。

利用間伐実証事業を実施しました

収益確保を前提とした林業

収穫・換金を目的とした間伐

本町は「利用間伐実証事業」を実施しました。材価の低迷により収益性が低下、間伐材を出材する林家がほとんどなくなっている現在。植林後、「収穫及び換金を目的とした間伐」を実施し、収益が確保できるかを検証する事業です。

森林組合おおいがわが導入した林業機械スイングヤーダ、プロセッサを利用し、施業の低成本化を図るため「※列状間伐」を行なう。対象現場での現況調査、収穫量予測および実績、売上確

認とコスト計算をしています。

検証は、町内2カ所の森林で実施し、ゆくゆくは収益確保を前提とした施業方法を検討するなど、ステップアップも視野に入っています。

また、引き続き木材生産(皆伐、利用間伐)を推進するため、林内作業路網の整備と生産コストを下げる作業システムの構築を積極的に進めています。これにより、列状間伐の施業地がどのようにになるか、数年にわたり現地での確認ができます。

町内の森林のうち、スギ・ヒノキ人工林は標準的な伐期に達しているものが増えてきています。将来にわたり収益を確保できる森林施業を実施し適正に管理することは、施業コスト負担を減らすことにもつながります。

森林組合おおいがわでは、今回の実証結果について現場も交え説明していくとし、今後の「利用間伐」についても積極的に相談に乗るとしています。

※列状間伐：木を選択して伐採する方法ではなく、列に木を伐採する方法

22年度区長が決まりました

地区と行政を橋渡し

本年度第1回の区長連絡会は4月12日、本庁会議室で開かれ、34人の新区長の皆さんが出席。委嘱書が手渡されました。

同会会长には大下敏郎さん（田代区長）が、また副会長には澤口浩忠さん（徳山區長）、山本彦明さん（前山区長）が選出されました。区長の皆さんには今後1年間、地域の舵取り役として、行政との橋渡し役として活躍くださいます。

